

要 望 書

(一般行政関係)

令和 7 年 1 0 月

佐 賀 県 市 長 会

令和7年度 一般行政関係要望事項一覧

〔計23件〕

○危機管理・報道局関係

- 1 原子力災害重点対策区域における防災対策事業について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

○危機管理・報道局、県土整備部関係

- 2 河川改修及び内水排水対策について【重点】・・・・・・・・ P 2

○総務部関係

- 3 公共施設等適正管理推進事業債及び緊急防災・減災事業債等の
継続について・・・・・・・・ P 5

○地域交流部関係

- 4 公共交通の導入及び運行に対する財政支援等について【重点】・・ P 7
5 交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた取組みについて・・ P 10
6 長崎本線（江北～諫早）における利便性維持と利活用促進について
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
7 港湾の整備促進について・・・・・・・・ P 12
8 九州新幹線西九州ルートに関する国等との早期合意形成について
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15

○県民環境部関係

- 9 インターネット上の部落差別情報を規制する法律の整備について
・・・・・・・・ P 16

○健康福祉部関係

- 10 保護司活動に係る支援の更なる充実について・・・・・・・・ P 17
11 医師偏在解消による医師確保の強化及び病院経営・整備に係る物価
高騰対策のための財政支援について【重点】・・・・・・・・ P 18
12 医療費助成に対する県補助の拡充等について【重点】・・ P 20
13 民生委員・児童委員の活動環境の整備等について・・・・・・・・ P 23
14 発達障害児支援及び療育の場の拡充等について・・・・・・・・ P 25

○男女参画・こども局関係

- 1 5 保育人材等不足解消のための事業支援について・・・・・・・・・・ P 2 6
- 1 6 保育所、認定こども園における保育料の多子軽減に係る年齢制限の
廃止等について・・・・・・・・・・ P 2 7
- 1 7 児童相談所の組織体制と市町村との連携強化について【重点】
・・・・・・・・・・ P 2 8

○農林水産部関係

- 1 8 水資源保全に係る取り組みについて【重点】・・・・・・・・・・ P 2 9

○県土整備部関係

- 1 9 海苔養殖期間中の県営ダムの管理放流時期の調整及び有明海流域別
下水道整備総合計画の見直しについて【重点】・・・・・・・・・・ P 3 0
- 2 0 下水道事業の実施における財政支援の継続及び下水道事業運営の
効率化について・・・・・・・・・・ P 3 2
- 2 1 空き家の除却費用等に係る県の財政支援について・・・・・・・・・・ P 3 4
- 2 2 法定外公共物（里道・水路）の維持管理に対する支援策の創設について
・・・・・・・・・・ P 3 5
- 2 3 幹線道路網の整備促進について・・・・・・・・・・ P 3 6

1 原子力災害重点対策区域における防災対策事業について

玄海原子力発電所から30km圏の自治体においては、避難計画の策定をはじめ、避難道路となる道路の整備など原子力防災対策を進めるとともに、住民の広域避難については、受入市町と覚書を締結して毎年避難の基本的事項を確認し、体制の構築や運用面の確認に努めているところです。

特に住民の広域避難は、主に道路を利用することから、住民の『より安全で円滑な広域避難に向けた道路の確保』は永続的な課題です。

また近年、日本各地で激甚化する大雨や大規模な地震が発生し、原子力災害との複合災害も課題である中、孤立が生じた地域において『屋内退避を継続できる環境を整備すること』が必要とされており、そのためには住民が避難する場所に十分な備蓄物資を保管しておく必要があります。このことから、次のとおり要望します。

- 原子力災害の際に避難道路となる国道、県道の改良及び新規敷設の早期実現。
- 複合災害時に孤立する恐れがある地域において、備蓄物資を十分に保管するための倉庫等の整備。

関係法令等

2 河川改修及び内水排水対策について

県内各地域においては、豪雨の影響による度重なる浸水被害が発生しており、今後も異常気象による甚大な浸水被害が危惧されるところです。

県河川の整備促進及び内水排水対策については、平素から尽力頂いていますが、特に、地域の治水安全度の向上と、豪雨災害による被害を軽減するため、河川整備（護岸改修）や浚渫、排水ポンプの機能向上等については、更なる促進を図って頂きますようお願いいたします。

また、これまでに整備されたほとんどの港湾・河川施設（排水ポンプ場、水門及び樋門など）の操作管理については、市町が受託し、更に地元関係者へ再委託しています。しかしながら、近年は地元関係者（操作員）の高齢化も相まって、操作員を確保できない施設が生じており、省人化が急務となっています。つきましては、遠隔主操作への移行、もしくは、操作員が直接操作に介入しない自動化（フルオートメーション）の推進を図っていただきますようお願いいたします。

内水排水対策については、佐賀県内水対策プロジェクトとして、県各部局で様々な事業が推進されるとともに、各市町においても、それぞれ内水対策に取り組んでいるところです。今後も、プロジェクトＩＦ拡大会議等を活用した流域全体での治水対策を更に推進して頂きますようお願いいたします。

〔佐賀市〕

近年の頻発化・激甚化する豪雨により、特に佐賀江川では毎年のように氾濫危険水位を超えるような状況となっており、市街地における浸水被害のリスクが高まっています。このため、流域全体での内水排水対策の強化をお願いします。

- （１）県河川・本庄江河川改修の整備促進
- （２）県河川・金立江河川改修の整備促進
- （３）県河川・巨勢江河川改修の整備促進
- （４）県河川・焼原江河川改修の整備促進
- （５）県河川・佐賀江川の早期堤防嵩上げ
- （６）県河川・既存排水ポンプの能力増強など内水排水対策の強化

- (7) 県河川・佐賀江川の計画的な浚渫
- (8) 県河川・八田江の計画的な浚渫
- (9) 県河川・巨勢川の計画的な浚渫
- (10) 県河川・黒川の計画的な浚渫
- (11) 県河川・東平川の計画的な浚渫
- (12) 県河川・山王川の計画的な浚渫
- (13) 県河川・戊辰川の計画的な浚渫
- (14) 県管理・東与賀海岸飛沫水路の計画的な浚渫
- (15) 県河川・効果的な施設の連携操作
- (16) 県所有樋門操作の省力化・効率化

[唐津市]

- (1) 県河川・牟田川の河川改修
- (2) 松浦川流域における内水排水対策
- (3) 県河川・坊中川流域における氾濫解消対策

[鳥栖市]

- (1) 県河川・西田川の下野排水機場から県道中原鳥栖線上流部付近までの早期完了
- (2) 県河川・西田川の県道中原鳥栖線上流部付近から県道肥前旭停車場線までの整備計画の早期策定
- (3) 県河川・西田川の（県有）下野排水機場の排水能力向上
- (4) 県河川・蓮原川の（国有）蓮原排水機場の排水能力向上
- (5) 県河川・轟木川の（国有）轟木排水機場の排水能力向上
- (6) 県河川・前川の（国有）前川排水機場の排水能力向上
- (7) 県河川・大木川水門における排水機場の新設

[多久市]

- (1) 県河川・小侍川の河川改修
- (2) 県河川・永瀬川流域における氾濫解消対策
- (3) 県河川・庄川流域における氾濫解消対策
- (4) 県河川・山犬原川の河川改修
- (5) 県河川・別府川における氾濫解消のための別府橋改修

[伊万里市]

- (1) 県港湾樋門19か所の自動化（フルオートメーション）
- (2) 県河川水門及び樋門4か所の自動化（フルオートメーション）

(3) 県河川排水ポンプ場 5 か所の遠隔主操作への移行

[武雄市]

- (1) 県河川・松浦川の河川改修
- (2) 県河川・六角川上流部の氾濫解消対策
- (3) 県河川・武雄川の河川改修
- (4) 県河川・川添川の国道橋改修
- (5) 県河川・甘久川の河川改修
- (6) 県河川・高橋川及び中野川の堤防整備
- (7) 県河川・焼米入江の堤防整備
- (8) 県河川の継続的な浚渫
- (9) 県排水機場操作員の避難経路対策

[小城市]

- (1) 県河川・牛津江川の河川改修
- (2) 県河川・晴気川の河川改修
- (3) 県河川・福所江の河川改修

[嬉野市]

- (1) 塩田川の定期的な浚渫
- (2) 入江川排水ポンプの機能向上
- (3) 浦田川排水ポンプの機能向上

[神崎市]

- (1) 県河川・三本松川河川改修の整備促進
- (2) 県河川・中池江川河川改修の整備促進
- (3) 県河川・馬場川河川改修の整備促進
- (4) 県河川において流下阻害となっている堆積土や樹木の除去対応
- (5) 筑後川右岸地域における内水排水対策の推進
- (6) 既設排水機場の施設更新、能力増強
 - ・(国有) 浮島排水機場、江見排水機場(上)、江見排水機場(下)、千代田排水機場
 - ・(県有) 三本松川排水機場、馬場川排水機場
- (7) 国営水路三田川線末端における排水機場新設の早期実現

関係法令等

3 公共施設等適正管理推進事業債及び緊急防災・減災事業債等の継続について

- (1) 現在、公共施設の維持管理・更新等に係る負担を軽減、平準化することを目的に、公共施設等総合管理計画に基づいて実施される集約化・複合化等に対して活用できる公共施設等適正管理推進事業債が創設されています。

当該事業債は、令和7年度から集約化・複合化と合わせた除却に対して50%の交付税措置の制度拡充がなされていますが、延床面積の減少等が要件とされ、施設によって活用できない状況があります。

また、本事業債は、令和8年度までの時限措置とされていますが、少子高齢化や人口減少社会が加速するにつれ、施設の適正管理は今後ますます必要性が高まるものと考えております。

これらのことから、施設の除却における要件緩和と本事業債の延長について、国に対して要望して頂くようお願いします。

- (2) また、近年の地球温暖化に起因した局地的豪雨や台風などにより、甚大かつ深刻な被害をもたらされ、市民の生命、身体及び財産に影響があることから、各市における更なる防災・減災対策は喫緊の課題となっております。

こうした状況の中、国、県及び各市町が一体となって防災・減災、国土強靱化の取組を進めるとともに、地域の防災力の一層の強化を図ることが重要ですが、各市において、その対策に係る財源の確保という大きな課題に直面しております。

そのような状況の中、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債は、地方債の充当率が100%、そのうち元利償還金の70%が交付税措置され、各市にとって極めて重要かつ有利な財源であります。しかしながら、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債は令和7年度までの時限措置とされており、制度終了は各市の大きな懸念材料となっています。

これらのことから、当該財源対策について、次年度以降の事業の継続と予算の確保について、国に対して要望して頂くようお願いします。

関係法令等

- ・ 地方財政法
- ・ 地方財政法施行令

4 公共交通の導入及び運行に対する財政支援等について

高齢化が進み、運転免許証自主返納数が増加する中、公共交通の重要性は年々高まっています。

そのような中、公共交通利用者の大幅な減少や、運転士の不足や高齢化等により、路線維持も危ぶまれており、公共交通の維持・確保は高齢化社会の喫緊の課題となっているところです。

県内自治体においては、路線バスの再編や地域住民の要望に対応するため、コミュニティバスの運行やデマンド型交通の導入等に取り組み、公共交通の利用促進を図る等、地域と一体となってニーズに対応した公共交通ネットワークの再構築を図っているところですが、近年では燃油費等の物価の高騰により、各路線の収支が悪化しており、各自治体公共交通の維持・確保に要する財政負担が大きくなっています。また、特に自ら自動車等の運転ができない住民にとっては、主な移動手段が路線バスであり、通学に必要な路線が廃止されると高校生は通学に苦慮することになるため、公共交通を利用しやすい環境づくりは必要です。更に、持続可能な地域公共交通の維持・確保に向けては、利用者の利便性向上の取組とともに、交通事業者の業務の効率化や生産性の向上による事業性の確保のための手段の一つとして、利用者・事業者双方の DX 化を図る必要があると考えます。

今後、持続可能な公共交通を実現していくためには、国及び県の一層の支援が不可欠なため、次のとおり要望します。

- 持続可能な公共交通を維持・確保するため、慢性的に不足する運転者の確保に対する更なる支援策を講ずること。
- 県で開催されている「佐賀県地域交通担当職員研修」の継続、及び更なる研修内容の充実・強化を講ずること。
- 人口減少による利用者の激減に鑑み、佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱で定める一日当たりの輸送量及び平均乗車密度要件の緩和並びに補助対象経費の上限を拡大するとともに、国に対しても地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金の要件緩和や補助額上限拡大の継続に合わせて、地域

内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の要件緩和や自治体毎の補助上限額の拡大を国に働きかけること。

- 路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等、地域内公共交通の利用促進や一体的な再編（路線見直し等）をする際に必要な費用に対する財政支援を講じること。また、幹線バスの維持・確保として、代替交通等の協議の円滑化を図り、以って県民が安心して公共交通を利用できるよう、必要な支援を講ずること。
- 公共交通利用者の増加等による交通事業者の増収を図るとともに、バス利用者の掘り起こし効果が見込める「さがバスまるっとフリーDAY」の実施継続などの支援事業を引き続き実施すること。
- 燃料油価格高騰による事業経営圧迫に対する財政支援をタクシーも含めた交通事業者に対し、講ずること。
- 地域内公共交通の導入に必要な費用（定員10人以上の車両の取得費等）及び運行に必要な費用に対する財政支援を講ずること。
- 地域内公共交通の利用促進や利便性向上に取り組む市町を後押しする目的で令和5年度に新設された「佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金」については、交付条件に「運賃の値下げ」があるが、事業の実施期間が未定の状況で運賃の値下げを行うと、事業終了後に運賃を上げることが厳しくなり市の負担が増すことが考えられるため、交付条件の見直しを行うこと。
- 運行事業者の収益改善のため、定期券の値上げが行われているが、通学者の負担軽減を図るため、高校生等の定期券購入に対する支援策を講ずること。
- 国庫補助金の対象外となる地域間を結ぶ生活交通路線の導入及び運行に必要な費用に対する財政支援を講じること。また現在、国庫補助航路ではない3航路（高島、向島、松島航路）については、安定的な運航の維持・確保を図るため、国に対して、国庫補助の対象航路となるよう（現在、赤字が続いている高島航路や、定員が12人以下の船舶の航路（向島・松島航路）も対象とさせるなど）働きかけを行うこと。
- 路線バスに対してはインバウンド対応を含めたクレジットカード決済の導

入、タクシーに対しては配車アプリシステムの導入などを促す国と協調したデジタル化の支援を講ずること。

- 自動運転バスの導入は、運転士不足等の課題解決に向けた重要な取り組みであるが、実証に要する経費が高額であり、国の補助率の改正により事業実施主体の負担が大きくなっている。将来に向けた課題解決のため、積極的にチャレンジする市の支援策を講ずること。
- 広域的な路線など、複数自治体が協働で運営する必要がある路線ネットワークについては、県で計画の作成をする等、調整役を担うこと。特に今年度、佐賀県で実施される地域交通利用実態調査を踏まえ、検討される路線バスの運行の効率化については、利用者の実態・需要に沿った適切な方針を示すこと。

関係法令等

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
- ・ 佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱
- ・ 佐賀県地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費補助金交付要綱
- ・ 佐賀県離島航路補助金交付要綱
- ・ 佐賀県特定離島航路補助金交付要綱

5 交通系 I C カードの普及・利便性拡大に向けた取組みについて

平成 25 年 3 月の全国 10 種類の交通系 I C カードの相互利用サービス開始以降、公共交通機関を利用できる範囲が大幅に拡大され、現在では事業者による運賃割引や回数割など公共交通の利用促進のためのサービスに加え、コンビニエンスストアや駅構内の商業施設等で利用できる電子マネー機能など多種多様な機能・サービスが利用できるなど、今や公共交通利用者にとって便利で、無くてはならない存在となっています。

国は、第 2 次交通政策基本計画において、「令和 7 年度までに公共交通機関の利用者利便向上を図るため交通系 I C カード導入を促進する」という目標を定めており、平成 30 年 5 月九州地方知事会では、J R 九州に対し「I C カード利用可能駅の拡大など、鉄道の利便性向上にも一層取り組むことを期待する。」旨の意見書も提出されております。

J R 九州は令和 4 年 3 月に鉄道事業の大幅な見直しを行い、県内にある複数の駅の営業時間の短縮や無人化を行っており、時間外は交通系 I C カード利用者が鉄道料金の精算ができないなどの不便が生じています。また、西九州新幹線開業効果による在来線利用者の増加や、インバウンドを含めた観光客数の増加により、これまで以上に交通系 I C カードに対する需要は高まっており、全国的にも交通事業者の相互利用サービス拡大による利便性の向上が期待されています。

佐賀県においては、平成 28 年に J R 九州と「I C カードエリアの拡大に関すること」を含めて、包括的連携協定を締結されており、このことについて更なる協議を進め、I C カードを佐賀県全域に導入できるよう県の一層の取り組み、支援を要望します。

関係法令等

6 長崎本線（江北～諫早）における利便性維持と利活用促進について

令和4年9月23日の西九州新幹線開業に伴い、長崎本線（江北～諫早。上下分離方式による運行）は、特急列車の大幅な減便（上下45本から14本）や非電化区間（肥前浜～諫早）ができたことに伴い、乗換えが増えるなど利便性が低下し、多くの利用者から改善を求める声が上がっています。

当沿線地域にとって唯一の高速交通機関である長崎本線は、通勤や通学などの生活交通路線として、また観光やビジネスなど地域経済や地域活性化を支える重要な交通インフラであるため、将来にわたり持続可能な交通機関であり続けなければなりません。

そのためにも、「利便性の維持・確保」を図るとともに、「利用者増・交流人口拡大」にむけた取組が必要です。

現在、佐賀県と沿線市町が連携した「利便性の維持・確保」のための活動に加え、令和5年度には長崎本線利用促進期成会を立ち上げ、地域の魅力的な資源を活かした「利用者増・交流人口拡大」についても取り組んでいくこととしております。

今年度から肥前鹿島駅周辺整備が本格的に着手となり、また令和5年度より鹿島、太良の魅力発信拠点「KATA ラボ」を開設していただき、スローツーリズムの拠点としてご協力いただいているところではありますが、更なる一層の取組と支援を要望します。

関係法令等

7 港湾の整備促進について

県内2つの重要港湾（唐津港・伊万里港）は、産業活動及び県民生活を支える基幹的な社会資本であり、本地域のみならず県内各地域が発展していくためには、今後も整備を行っていく必要があります。

特に、本県の産業が国際競争力を確保し、経済再生を進めていくためには、アジア諸国と比較しても遜色のない、利便性の高い物流サービスの提供が不可欠であり、そのためにも、今後の港湾整備の推進は重要な鍵となるものです。

また、これまでの東日本大震災や熊本地震に加え、昨年 of 能登半島地震という自然災害を経験し、大規模地震や津波等から住民の生命・財産を守るための海岸整備や救援物資の陸揚げ・輸送と迅速な復旧においての港湾施設の耐震化の重要性を改めて認識したところです。

他方、政府や国においては、主力電源となる洋上風力発電を2040年までに最大4,500万KWの導入目標を掲げており、導入目標の実現に向け、洋上風力関連産業が必要としている港湾利用ニーズに対する各種検討が進められています。

更には、全国的にも観光立国が推進される中、人々が「みなと」を身近に感じられ、来訪者等で賑わう「みなとづくり」、「みなとまちづくり」を進めるため、港湾の持つ優れた景観特性や歴史性、親水性などの資源を最大限に活かす港湾整備を推進していく必要があるものと言え、併せてクルーズ客船を誘致することで、県内の観光素材のPR、佐賀県経済への波及効果が期待できると思われます。

県におかれましては、上記のような、これからの港湾整備に求められる事柄をご理解の上、次の事項について要望します。

○唐津港

1. 大規模災害発生時における緊急物資の輸送拠点として重要な役割を担う唐津港東港地区の耐震強化岸壁は、現在、暫定水深での供用中であり、国の直轄事業により航路泊地の増深整備が進められているが、国土強靱化の観点から岸壁本来の機能が早期に発揮できるよう、国に対して更なる整備促進を積極的に働きかけること。
2. 令和5年3月に唐津港における将来的な課題に対応するための方針・施策等

について、国がとりまとめた「唐津港の中長期ビジョン」では、物流の拠点である妙見地区については、増加する貨物に対応するために新たな岸壁の整備とふ頭用地の拡張が提案されている。妙見地区では、鋼材や金属くずに加え、今後、本格稼働するバイオマス発電所向けの燃料の取扱いが開始されているが、岸壁不足に伴う貨物船の滞船が生じており、非効率な荷役を余儀なくされている。重ねて外航貨物船の大型化も進んでおり、更なる岸壁機能の不足が懸念されている。それらの問題を解決するためにも、「唐津港の中長期ビジョン」を踏まえ、船舶大型化に対応した水深を有する新たな岸壁や保管ヤード確保のためのふ頭用地の整備、洋上風力発電やバイオマスエネルギー発電等の再生可能エネルギー産業を支える港湾機能のあり方、官民の連携によるカーボンニュートラルポートの形成など、脱炭素化推進計画の策定及び唐津港の将来展望を反映した港湾計画の改訂に向けた作業に早期に取り組むこと。

3. 国際クルーズ客船の受入が再開し、インバウンドによる地域経済への波及効果が期待されていることから、唐津港においても国内外のクルーズ客船誘致を積極的に推進すること。また、クルーズ船の受け入れにあたっては、人的・財政的支援を講じるとともに、受入機能の拡充及び態勢の強化を図ること。

○伊万里港

1. 臨海部の大規模産業用地として高い可能性を持つ「浦ノ崎地区廃棄物処理用地」について、迅速な対応が可能となるよう埋立完了部の部分竣功手続きに着手するとともに、洋上風力発電など新しい産業の企業誘致を見据え、積極的な誘致活動に取り組めるよう、また、カーボンニュートラルポートの形成など昨今の情勢を考慮した選ばれる港湾となるように、脱炭素化推進計画の策定及び港湾計画の改訂に向けた「伊万里港の長期構想」の策定に早期に取り組むこと。
2. 県内の各地域におけるビジネスチャンスを活かした産業の活性化を図り、消費の拡大と安定した雇用確保のため、老朽化した港湾施設など基盤施設の再生・再編を図るとともに、地域産業の国際競争力等を物流面から支える国際・国内物流拠点の整備を図ること。

特に久原南地区においては、半導体製造企業の新工場フル稼働時には、さらなる交通渋滞が懸念されるため、臨港道路久原線4車線化の新工場フル稼働前までの供用を図ること。

また、七ツ島地区の伊万里国際コンテナターミナルにおいては、さらなるコンテナ貨物取扱量増加に対応できるよう、入退場ゲートの増設も見据えながら、入退場ゲートと管理棟の複合的な整備やコンテナ出入管理システムの見直し、機能強化として新たに設置している高圧ガス・危険物貯蔵所に関し、取扱品の更なる拡充を含め、ソフト面とハード面の両面からコンテナターミナルの

機能強化を図ること。

3. 上記要望項目に対する必要な財政上の措置のほか、既存港湾施設の有効活用を図るため、適切な管理・保全・再生がなされるよう施設の維持管理に対する財政上の支援等必要な措置を講じるとともに、必要となる国直轄事業の整備に対して積極的に働きかけを行っていくこと。

関係法令等

8 九州新幹線西九州ルートに関する国等との早期合意形成について

九州新幹線西九州ルートは、わが国本土の西端に至る国土軸の骨格をなし、国土の均衡ある発展と共に西九州地域をはじめ九州地区の一体的飛躍に大きく貢献する重要な交通軸となるものです。

西九州ルートについては、令和4年9月23日に「西九州新幹線」として武雄温泉～長崎間が暫定開業し、沿線市としても交流人口の増加や企業誘致の拡大、移住定住の促進を図るためソフト・ハードの両面において、新幹線を活かした魅力あるまちづくりを推進しているところです。

一方で、新鳥栖～武雄温泉間については、国がフリーゲージトレインの開発を断念したことにより、異例の事態が生じています。在来線、建設費負担、地域振興、ルートなど、複雑に絡み合う多様な論点が存在しており、地域の実情に照らしたこれまでにない解決策が必要となっています。

つきましては、次のとおり要望します。

- 西九州新幹線と関西方面が新幹線ネットワークで結ばれることによって、新幹線の特性である「安全性」「高速性」「定時性」が最大限に発揮されることを目指し、国等との協議については、佐賀の特殊性を踏まえるよう求めながら、その進捗を図り、早期に合意形成を図ること。

関係法令等

9 インターネット上の部落差別情報を規制する法律の整備について

近年被差別部落の画像や動画がインターネット上に多数掲載され、大きな社会問題となっています。

特に、Y o u T u b eにおいては、被差別部落の家屋、店舗、墓石などを撮影し地名をさらす差別動画『部落探訪』が多数投稿されるなど、深刻化の一途を辿っています。県内においても例外ではなく、令和2年12月から令和3年2月にかけて6地区（佐賀市3地区、唐津市3地区）の被差別部落（未指定地区を含む）の動画が公表され、今後も予断を許さない状況となっています。

被差別部落出身者に対する差別意識が根強く残る中で、被差別部落を公表する行為は、部落差別につながる悪質な人権侵害行為です。

『部落探訪』に対しては、県内でも複数の自治体による法務局を通じた削除要請が行われています。また、有志団体「ABDARC（アブダーク）」による電子署名では、動画削除へ向けた3万人に迫る署名が寄せられました。このような地道な取り組みもあり、令和4年11月、Y o u T u b eを運営するG o o g l e社によって約200本の『部落探訪』が削除されましたが、インターネットへの部落差別情報の掲載を規制する法律が存在しないことから、『部落探訪』は『曲輪クエスト』に名称を変え、Xやウェブサイトで依然として差別情報の拡散を続けています。模倣者による類似の投稿も増加していることから、差別情報の規制へ向けた更なる対策が求められています。

このような状況の中、インターネット上の投稿をプロバイダーに削除要請する項目を盛り込んだ「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」が全国からの注目を集めています。つきましては、人権施策先進自治体「佐賀県」から、部落差別情報のインターネットへの掲載を規制する実効性のある法律の整備について、国に対しての強い働きかけを要望します。

関係法令等

- ・部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）
- ・全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支えあう社会づくりを進める条例（令和5年3月13日佐賀県条例第11号）

10 保護司活動に係る支援の更なる充実について

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司会の活動は、更生保護行政を充実させるための重要な役割を担っています。

法務省においては、保護司活動を支える体制を構築するため、全国各地区の保護司会を指定し、地域活動の拠点となる「更生保護サポートセンター」の設置が進められ、その際、保護司会の負担軽減として、設置自治体に対し、場所の確保や施設・設備の貸与等に関しての便宜供与についての配慮を求められています。

このことから、例えば、唐津市では、更生保護サポートセンターの設置・運営に係る維持管理費の一部を負担するとともに、保護司会に対し、活動費補助を行うなどの支援を行ってきたところです。

これらのことから、地区の保護司会が今後も恒久的に安定した活動を行うため、次のとおり要望します。

- 国が負担する保護司の活動に係る経費については、施設使用料に関する予算を含め、十分に確保するよう、国に対して働きかけること。

関係法令等

- ・ 保護司法第17条
- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律第24条

1 1 医師偏在解消による医師確保の強化及び病院経営・整備に係る物価高騰対策のための財政支援について

厚生労働省が示す地域間の医師偏在の程度を測定する医師偏在指標によれば、佐賀県全体では医師多数区域に該当し、佐賀県第8次保健医療計画の医師確保計画による二次医療圏単位の取扱いでは、西部医療圏を除きその他の区域は医師多数区域として設定されています。

しかしながら、二次医療圏をさらに市町ごとに細かく見ると西部医療圏以外の区域でも医師が不足している市町が多く存在し、更に診療科目の偏在も依然解消されていないのが現状です。

このような中、令和5年3月に佐賀県キャリア形成プログラムに基づく派遣調整において、県医務課からは、「令和5年度以降の医師派遣については、西部医療圏への派遣を優先する」との方針が示されたところであり、西部医療圏の医師不足が緩和された一方、多久市と小城市においては、多久市立病院と小城市民病院を統合した「公立佐賀中央病院」が令和7年7月に開院しました。新病院では、少子高齢化社会を見据え、両病院にない新たな診療科目の新設を行ったところですが、常勤医師確保・充実について極めて苦慮しているところです。また、医師の高齢化により、今後一次医療が受けられない地域が出てくるとも懸念されおり、医師の高齢化への対策が課題となっています。

更に、急速な円安の進行や国際情勢の不安定化による影響等による急激な物価高騰や資材不足は、自治体病院経営にも大きな影響を及ぼしていますが、医療機関は、国が定める公定価格により経営しており、物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難であります。

これらのことから、以下のとおり要望します。

- 西部医療圏をはじめ、県内でも医師の偏在の状況がみられる現状を解消するため、「SAGADoctor-s プロジェクト」や医師修学資金等貸与事業の継続、及びなお一層の医師確保の強化を図ること。
- 安定的な医療提供のため、診療報酬改定について国への要望を行うこと。

関係法令等

- ・医療法
- ・佐賀県医師確保計画（令和 6 年度～令和 8 年度）
- ・第 8 次佐賀県保健医療計画
- ・佐賀県地域医療介護総合確保基金

1 2 医療費助成に対する県補助の拡充等について

【子どもの医療費助成】

子どもの医療費助成に対する市民ニーズは非常に高く、毎年全国の市区町村において対象年齢の引き上げが行われています。

これは、子どもの医療費助成が、子育て支援の重要な施策の一つとして、県民、国民からあまねく求められているためであり、今後も、助成制度の維持と拡充が必要となっているところです。

現在、県内では、今年度までにすべての市町において、県内一律で高校生年代までの助成が実現する見通しですが、毎年、多額の財政負担を伴うことから、今後も同様のサービス水準を維持できるかは不透明な状況です。

佐賀県においては、子育てし大県“さが”の推進や県立大学の開設など、佐賀のこどもたちが骨太に育つための環境整備を進めていますが、結婚から出産、妊娠、子育てまで切れ目のない支援については、県と市町が共に取り組んでいく必要があると考えています。

全国的な傾向としまして、こども家庭庁が実施した調査では、各市区町村が実施する子どもの医療費の援助に各都道府県が小学生以上に補助を行う割合は、令和6年4月1日現在で通院が59%、入院が70%となっており、年々上昇しています。

つきましては、このようなニーズや情勢を踏まえ、県と市町が共に取り組むべき重要な施策の一つとして検討して頂くよう、次のとおり要望します。

- 国において全国一律となる現物給付方式による18歳までの子どもの医療費無償化制度を創設するよう求めること。
- 未就学児と同様に、小学生以上の医療費助成についても県費補助を行うこと。

【ひとり親家庭等医療費助成】

市町が現在協議しているひとり親家庭等医療費助成制度の現物給付化については、財政負担の増加が大きな課題となっている中、令和7年1月、県内全市町

が令和 8 年 11 月に現物給付に移行することで合意したところです。しかしながら、現物給付化には、増加が予想される医療費、審査手数料、国保減額措置など、財政負担の増加が大きな課題となっています。特に審査手数料については、国保連合会のシステム改修費が審査手数料に上乗せされることが検討されていることから、さらに財政負担は大きくなることが予想されます。

つきましては、次のとおり要望します。

- 現物給付化とした場合も、市町の医療費助成について現在同様に県費 1 / 2 の補助を行うこと。
- 国保連合会の上乗せ分を含む新たに発生する審査手数料や国保減額措置についても県の補助を検討すること。
- ひとり親家庭等医療費助成についても、現物給付化に伴う国民健康保険の減額調整等を廃止するよう、強く国に働きかけること。

【重度心身障害者医療費助成】

現在、佐賀県における重度心身障害者医療費助成事業の助成方法は、助成対象者が医療機関で自己負担分を支払ってから、市町に申請し、後日還付される償還払い方式となっています。

そのため、医療機関窓口で支払う金額の心配や助成申請手続きの煩わしさから、給付方式の現物給付化の要望が多く出されているところであり、市町間において給付方式の見直しに関する意向確認を行ったところ、県内の全市町が利用者や医療機関の負担軽減のために現物給付方式への見直しが喫緊の課題であるものの、その実現のためには県の財政支援の拡充が不可欠であるとの意見で一致をみております。

つきましては、重度心身障害者医療費助成の現物給付化の協議を進展させるため、次のとおり要望します。

- 制度の法制化、国保会計への国庫負担金の減額措置の廃止について、国へ強く働きかけること。
- 医療費や審査手数料の増加、国保減額措置による市町負担の増加に対する県の補助を充実させること。

関係法令等

- ・ 佐賀県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱
- ・ 佐賀県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱
- ・ 佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱

1 3 民生委員・児童委員の活動環境の整備等について

民生委員・児童委員は、地域において様々な福祉に係る支援活動を行っていますが、近年、急速な高齢化による単身世帯の増加、相談内容の多様化・複雑化などにより、民生委員の負担感等も増加している上、また近年の物価高騰の煽りも受け、活動経費も増加しているため、支給される活動費は実態として見合っておりません。また、一斉改選時の民生委員等の選任においては、年度途中の人材選考・確保は大変難しく、更に担当地区が複数地区に跨ると他地域の状況がわかりづらいことなどから、一層、成り手が見つかりづらいため、担い手不足の問題は年々深刻化しています。

民生委員は、地域住民の身近な相談役であると同時に、支援へのつなぎ役として重要な役割を担うことから、担い手不足等の問題は喫緊の課題です。問題解決に向け、民生委員としての本来の業務を明確化し、周知するとともに、業務の負担軽減、人材確保につながる環境整備について、以下のとおり要望します。

- 複雑化、多様化かつ増大化している民生委員の活動内容について、市町における課題や実態の把握とその解決に向けた検討を市町とともに継続的に行い、民生委員の負担軽減に努めること。
- 交通費等として活動費を支給しているが、活動実態として見合わず、不足分の一部を市で支給しているため、実態に合った活動費の支給を国に求めること。
- 記録や調書の簡略化等により労務負担の軽減を図るよう、国に要望すること。
- 年度途中の人材選考・確保が難しいため、一斉改選時期については、現在の12月でなく4月改選、もしくは一律に定めるのではなく、地域の実情に応じて定めることができるよう、検討するよう、国に要望すること。
- 今後、佐賀県民生委員定数条例を見直す際は、世帯数だけでなく高齢化率な

ど地域の実態に合った見直しを行うこと。

関係法令等

- ・ 民生委員法及び施行令
- ・ 児童福祉法

1 4 発達障害児支援及び療育の場の拡充等について

発達障害児の支援につきましては、発達障害者支援法の目的に掲げる、できるだけ早期に発達支援を行い、切れ目なく発達障害者（児）の支援が行える環境の整備が必要です。

このことから、例えば、多久市では、発達障害児等療育訓練支援事業の一つとして、発達の気になる子に対し、発達を促進し、本人に合う学びの機会として療育訓練を行っていますが、療育導入までの家族の不安や悩みの解消や、子ども自らの他者との関わりや社会スキルを学ぶ大切な場となっています。

しかしながら、発達の気になる子の数は増加傾向にあり、障害児の通所事業のつなぎでもあった本事業で待機者が発生し、療育訓練を受けたくても直ぐに受けることができないといった課題が生じています。

また、この事業は国及び県の地域生活支援事業費補助金を活用していますが、国 1／2、県 1／4 の補助率にもかかわらず補助基準額が低いため、国県合わせても補助額が事業費の 4 割も満たしません。

更に、医療機関での確定診断後に発達障害児及びその家族が、児童発達支援事業所を利用する意向があっても、県全体の利用者数に対し、事業所数が不足していることに加え、地域により事業所が偏在することから、利用者は遠方の事業所を利用しなくてはならない事例がでています。

つきましては、このようなニーズや情勢を踏まえ、県と市町がともに取り組むべき重要な施策の一つとして検討頂くよう、次のとおり要望します。

- 国及び県の地域生活支援事業費補助金の拡充
- 児童発達支援事業所をはじめとした療育のできる場の拡充及び地域による偏在の解消

関係法令等

- ・ 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱（国）
- ・ 佐賀県地域生活支援事業等補助金交付要綱

1.5 保育人材等不足解消のための事業支援について

昨年4月、国が教育・保育施設の人員配置に関する最低基準を厳格化したことで、すでに人員不足が深刻だった保育現場は、さらに厳しい状況に直面しています。加えて、障がいのある児童や特別な配慮を必要とする児童の増加により、保育士・保育教諭への負担は増大の一途です。

こうした中、佐賀県では、処遇改善に向けた財政支援や保育現場の業務負担の軽減、人材確保策の実施など、現場を支えるための取組が進められております。

しかし、依然として人材不足の解消には至っておらず、多くの市町で保育人材確保に向けた独自の取組を続けています。

また、佐賀県の条例では「乳児を入所させる保育所にあっては、保健師又は看護師を配置するよう努めること」とされており、各施設ではその実現に向けて努力を重ねています。例えば、佐賀市でも、保育士家賃補助事業において、対象を保健師・看護師・准看護師にまで広げ、人材確保の一助としています。

このように、現場の声に寄り添いながら制度の拡充を模索していますが、財政的な問題が大きく、市単独での事業の継続・拡大には限界があるのが実情です。

現場の努力が実を結び、すべての子どもたちが安心して育つ環境を守っていくためにも、県と市町が一体となって取り組める効果的な人材確保事業の創設や県による財政的な支援を要望します。

関係法令等

1 6 保育所、認定こども園における保育料の多子軽減に係る年齢制限の廃止等について

認可保育所等における保育料については、国による多子世帯に対する軽減制度が設けられており、第一子全額、第二子半額、第三子以降無料とされていますが、基準となる子どもの人数の数え方については、年収360万円未満の世帯は認定保護者と生計を一にする最年長の子どもを1人目と数える一方、その他の世帯については、小学校就学前の児童を1人目と数えるなど所得による制限がなされています。

具体的には、年収360万円以上の世帯では、第一子から第三子まで同時に保育園を利用していた場合、第一子が小学校へ進学すると、第一子は一人目とはカウントせず、第二子を第一子、第三子を第二子として数えるため、軽減にかかる子に違いが生じ、保育料の合計が高くなる世帯が発生することとなります。

多くの子どもを産み育てる経済的・精神的負担はどの家庭も同じはずであり、『こどもまんなか社会』の実現を目指す中で、豊かな人間性を育む時期である認可保育所等の保育料を、保育を受ける人数ではなく、子どもの人数に応じて支援を手厚くする形に変更することが、切れ目ない子育て支援にも繋がると考えます。

このことから以下のことを要望いたします。

- 保育料決定において、「子どもの人数の数え方で所得に応じた制限」を廃止されるよう、国に対して働きかけること。
- 廃止に伴い生じる地方負担の補てんを国に求めること。

関係法令等

- ・子ども子育て支援法
- ・子ども子育て支援法施行令

1 7 児童相談所の組織体制と市町村との連携強化について

平成28年の改正児童福祉法において、こどもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、こどもの家庭養育優先原則が明記されました。その後、令和4年6月の改正児童福祉法においては、市町村ではこども家庭センターの設置に努め、保健・福祉の増進や児童虐待の未然防止を図ることとされています。

近年、児童虐待相談対応件数が増加し、その内容は複雑化・多様化し、高度な専門的知識と技術を必要とする案件も多く、児童相談所と市町の役割分担による連携・協働がますます重要となっています。

この度、令和7年3月に佐賀県が策定した「佐賀県における社会的養育の推進について」では、児童相談所の機能強化と市町との連携の重要性が示されており、つきましては、児童福祉の充実を図るため、以下の点について要望いたします。

○ 児童相談所の機能強化

児童虐待対応の専門性を高め、市町との連携・協働した支援関係を構築するためにも児童福祉司や児童心理司の増員を図ること。

○ 市町との連携強化

- ・ 児童相談所と市町村の役割分担を明確にし、こども家庭センターが児童相談所と連携しながら、地域の児童福祉を支える体制を構築すること。
- ・ 児童虐待におけるリスク評価について、国や佐賀県が作成した基準があるものの、児童相談所の対応にばらつきや市町と児童相談所間での認識の違いが生じているため、職員のリスク評価能力を向上させ、統一した対応を行うために研修等の実施を行うこと。

関係法令等

- ・ こども家庭センターガイドライン
- ・ 児童福祉法第10条第2項

1 8 水資源保全に係る取り組みについて

近年、全国的に行政が関与できないまま、民間事業者や外国資本による土地や森林買収が行われており、今後、買収された土地の開発が行われることにより、貴重な水資源への影響が出ることが懸念されています。

そのような中、例えば、現在嬉野市において、限りある水資源を保護し、市民へ安全かつ安定的な水道水を供給することを目的とした条例の制定について検討をしています。また、水資源保全全国自治体連絡会においては、かけがえのない財産として水資源を守り、次世代へ引き継ぐため、各自治体の取り組みや課題について共有していますが、より広域的かつ効果的に取り組みを進めるには、市町単独の対応のみならず、県全体の対応について検討する必要があります。すでに全国的に、県独自の水源地域保全条例制定がなされています。

つきましては、佐賀県においても貴重な水資源を保全するため、県や市町連携のもと、水資源保全条例の制定等についてご検討をお願いします。

関係法令等

1 9 海苔養殖期間中の県営ダムの管理放流時期の調整及び有明海流域別 下水道整備総合計画の見直しについて

近年、海苔養殖漁場において大規模な赤潮や少雨の影響で栄養塩不足となる状態が長期化し、品質低下や生産枚数の減少が続いています。例えば鹿島市では、これまで1億枚を下回る事のなかった市内における生産枚数が令和3年以降4年連続で1億枚以下となっており、県全体としても令和4年以降、生産枚数が低迷している状況です。また、色落ち海苔の生産枚数も増加傾向で、例えば鹿島市内の生産枚数に占める割合は令和元年と2年は2割程度であったものが令和3年以降は4～6割へと2倍以上に増加しており、生産枚数の低迷と合わせて品質低下の影響が大きくなっています。

このような状況の中、令和6年は塩田川上流域の県営2ダムの管理放流時期の調整と合わせて鹿島市内ため池からの放流により、特に秋芽期は色落ち被害の範囲が減少するという効果が確認でき、これまでと同様に栄養塩不足が長期化し、施肥も行われない中で鹿島市内の生産枚数は対前年比で約1.2倍となりました。

一方、佐賀市下水浄化センター及び鹿島市浄化センターでも、地域経済の基幹産業である海苔養殖への貢献を目的に、季節別運転を導入し、冬場に栄養塩類（窒素・リン）を多く含む処理水の放流に取り組み、有明海における海苔の安定生産に寄与してきており、冬季における栄養塩供給の重要性は一層高まっていますが、「有明海流域別下水道整備総合計画」において、通年で厳格な窒素・リンの放流水質基準が設定されており、地域事情に応じた柔軟な運転管理が難しい状況です。

このことから、以下について要望します。

- 県営ダムの管理放流時期について、下流域の関係漁協と十分に協議調整を行うこと。また、有明海に注ぐ河川上流域に位置する県営ダムについて、海苔養殖時期となる秋から冬の放流を考慮した弾力的なダム操作を行うこと。
- 海域や季節毎に栄養塩類のきめ細やかな管理ができるよう、「有明海流域

別下水道整備総合計画」の放流水質基準の嵩上げについて、検討を行うこと。

関係法令等

20 下水道事業の実施における財政支援の継続及び下水道事業運営の効率化について

健全な水環境を保全するため、生活排水処理施設の整備が重要となっており、早い時期から下水道整備を進めてきた政令都市以上の大都市では、普及率（汚水処理人口普及率）97.8%とほぼ完了しているところですが、中小都市とは格差があり、政令都市以上を除く人口10万人以上30万人未満の都市の普及率は94.8%、10万人未満の都市では86.4%にとどまっている状況で、今後の整備が課題となっています。

例えば、唐津市では、昭和53年に事業着手し、鋭意事業を進め、令和3年度末で汚水処理人口普及率は92.3%という状況の中、国から示された下水道整備の10年概成（令和8年度）の方針により、令和4年度末に下水道・浄化槽の計画区域の見直しを行ったところです。

このことにより、一定の事業期間の短縮につながったものの、令和6年度末の汚水処理人口普及率は93.2%という状況であり、未整備区域の中には、狭隘な土地のため合併浄化槽を整備できず、集合処理による整備を選択せざるを得ない地区も含まれる等、相当の工期が見込まれるため、10年概成の達成は困難な状況となっています。

また、令和7年度は交付金が要望額に対し満額内示をいただかず、今後も同様の事態となれば、進捗に遅れが生じ、事業完了が遅延する見込みです。

更に、各市町における下水道事業の運営状況は、物価の高騰等で維持費の増加や、人口減少に伴う使用料収入の低下など苦しい経営が続いている上、下水道施設の劣化や維持管理を担う人材の不足など、すでに苦しい経営であるにもかかわらず、状況が悪化していくことが懸念されています。そのような中で、例えば、小城市では、区域の見直しや使用料改定等、様々な対策を行っていますが、個々の市町にできる対応には限界が生じており、市町共同の下水道事業運営の効率化に向けた調査・検討が不可欠です。この下水道事業運営の効率化を共同で検討していくにあたり、県内市町の現状把握や調整を図り、更に国の関係機関との協議といった対応が求められるため、県と市町が一体となった取り組みが重要です。

つきましては、以下の通り要望します。

- 令和 9 年度以降の下水道未普及対策事業の継続と予算確保について、県においても国に対し要望すること。
- 下水道事業運営の効率化の検討については、財源措置も含めた支援を検討すること。

関係法令等

下水道法

2 1 空き家の除却費用等に係る県の財政支援について

空き家対策においては除却と利活用が重要であり、県の空き家対策については、空き家の発生を抑制し空き家が利活用されることを重視されていますが、老朽化が著しい空き家については、既存の状況での活用は難しく、除却しか対処法はなく、今後も地域住民に生活環境に悪影響を及ぼしている又は及ぼす恐れのある空き家等の増加が見込まれます。

例えば、多久市では、国の社会資本整備総合交付金「空き家再生等推進事業（補助率2／5）」を活用し、不良住宅の認定等を要件として除却費用の補助（上限100万円／件）を行っていますが、年々申請件数が増え、市の財政を圧迫する事態となっています。

対策費用につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく国の交付金制度を活用しているところですが、国では令和5年12月13日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、活用の拡大、管理の確保、特定空家の除却等の対策を強化されています。

県におかれても、空き家の利活用への支援のみならず、危険空き家の除却に対する財政上の措置を講じるよう要望します。

関係法令等

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第29条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適正かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- ・社会資本整備総合交付金「空き家再生等推進事業（除却事業タイプ）」国補助率2／5
- ・空き家対策総合支援事業 国補助率2／5

2 2 法定外公共物（里道・水路）の維持管理に対する支援策の創設について

国有財産であった法定外公共物については、地方分権の推進を図るため、平成 17 年 3 月末までに市町に譲与されました。

このことにより、従来より市町で行っていた「機能管理」のみならず、これまで佐賀県で行われていた「財産管理」についても、現在は市町で行うこととなっています。

市町においては、法定外公共物は、地域に密着した形で住民の公共の用に供しているため、地元（地域）での日常管理をお願いしていますが、管内の法定外公共物は多数存在し、譲与から約 20 年が経過する近年では、施設も老朽化しており、激甚化・頻発化する豪雨災害により里道は土砂崩れによる損傷や盛土が被り、また、公有水面は土砂により閉塞した箇所が多く発生しています。

例えば、神崎市では、平成 18 年 3 月の合併後から「地域協働推進事業」を制定し、地元が取り組まれる法定外公共物の維持管理に係る費用の補助を行っていますが、高齢化や費用負担の関係などから地元でも取り組むことが困難となり、地元からは市で修繕をしてもらいたいとの要望があります。

これらのことより、法定外公共物に対する国による新たな制度による国土の維持管理に対する支援策の創設を要望頂きますようお願いします。

関係法令等

2 3 幹線道路網の整備促進について

幹線道路網の整備は、都市相互の連携と均衡ある地域の発展を図るため、極めて重要かつ緊急な課題です。特に、自動車交通に依存する地方都市にとって、道路整備は地域産業の活性化と住民生活の安定向上による地域浮揚に不可欠です。

よって、県におかれては、立ち遅れている地方の道路事情に十分配慮の上、必要な道路整備財源の確保に向けて尽力頂くとともに、下記の幹線道路網整備の早期実現方について国への働きかけを強く要望します。

また、県道の整備推進についても、特段の整備促進をお願いするとともに、県道の維持・補修管理にも十分配慮を頂きますよう併せてお願いします。

[佐賀市]

- (1) 有明海沿岸道路の整備促進
 - ・大川佐賀道路の全区間早期供用
 - ・佐賀福富道路の全区間早期供用
- (2) 佐賀唐津道路(多久市～佐賀市)の整備促進
 - ・多久佐賀道路Ⅰ期の早期着工、多久佐賀道路Ⅱ期の早期事業化、佐賀道路の早期供用
- (3) 国道 444 号の整備促進
 - ・嘉瀬新町地区の交通安全対策の実施
- (4) 主要地方道前原富士線の整備促進
- (5) 主要地方道佐賀川久保鳥栖線の整備促進
 - ・佐賀市高木瀬工区の整備促進
- (6) 主要地方道佐賀外環状線(久保田区間)の整備促進

[唐津市]

- (1) 西九州自動車道の整備促進及び暫定 2 車線区間の 4 車線化
- (2) 佐賀唐津道路の整備促進
 - ・唐津相知間の早期事業化
- (3) 国道 202 号唐津バイパス唐津大橋 4 車線化の事業促進

- (4) 国道 204 号
 - ①屋形石地区の整備促進
 - ②肥前町新木場地区の整備促進
 - ③交通安全施設（歩道設置）整備事業の促進
 - ・肥前地区（古保志気～比恵田間、切木～東山間）
- (5) (県道虹の松原線) 松浦橋兩岸交差点部の右折レーンの設置及び橋の架け替え
- (6) 主要地方道唐津呼子線（都市計画道路大手口佐志線）の整備促進
- (7) 主要地方道唐津呼子線（唐房入口交差点～岩野交差点間）の道路拡幅及び唐房入口交差点改良の促進
- (8) 主要地方道唐津北波多線（唐津工区）の整備促進
- (9) 主要地方道肥前呼子線（梨川内工区）の整備促進
- (10) 県道筒井万賀里川線の整備促進

[鳥栖市]

- (1) 県道の整備促進
 - (県道佐賀川久保鳥栖線)
 - ・一本杉工区間の整備促進と立石交差点までの整備計画の早期策定
 - (県道中原鳥栖線)
 - ・下野交差点までの整備促進と県道江口長門石江島線までの整備計画の早期策定
 - (県道久留米基山筑紫野線)
 - ・JR 鹿児島本線アンダー部の 4 車線化の整備促進
- (2) 国道の整備促進
 - (国道 3 号)
 - ・鳥栖拡幅事業の整備促進
 - ・鳥栖久留米道路事業の整備促進
 - ・鳥栖市酒井西町から鳥栖市高田町までの整備計画の早期策定
 - (国道 34 号)
 - ・国道 34 号（鳥栖～神埼間）のバイパス整備計画の早期策定

[多久市]

- (1) 佐賀唐津道路（多久市～佐賀市）の早期完成
 - 多久佐賀道路Ⅰ期の早期着工、多久佐賀道路Ⅱ期の早期事業化
- (2) 県道 25 号多久若木線（長尾～東の原）の早期完成
- (3) 県道 338 号岸川筋原線（岸川地区）の村中橋付近の狭窄部の拡幅改良

- (4) 県道 332 号多久牛津線の整備（古賀一区～小城市境）
- (5) 県道 35 号多久江北線の整備（公立佐賀中央病院西側）

[伊万里市]

- (1) 西九州自動車道の整備促進
 - ・伊万里道路、伊万里松浦道路の早期完成
- (2) 国道 204 号の整備促進
 - ・国道 204 号バイパス（瀬戸～黒川間）の早期完成
 - ・国道 204 号（松島工区）の早期完成
- (3) 県道伊万里有田線（セラミックロード）の整備促進
 - ・二里第 1 工区、二里第 2 工区の早期完成

[武雄市]

- (1) 県道の整備促進
 - ・主要地方道（武雄多久線、相知山内線、多久若木線）及び一般県道（武雄白石線）の早期整備
 - ・主要地方道（武雄伊万里線、嬉野山内線、相知山内線）及び一般県道（梅野有田線、北方朝日線）の歩道未整備地区の早期整備
- (2) 国道の整備促進
 - （国道 498 号）
 - ・北方工区の早期整備及び若木バイパスまでの危険個所の解消
 - ・鹿島市から武雄北方 I C までの安全で走行性の高い道路の事業着手
 - ・豪雨による「通行止」が生じない道路整備
 - （国道 34 号）
 - ・武雄市北方町 バイパス延伸区間の早期整備

[鹿島市]

- (1) 有明海沿岸道路整備促進
 - ・福富鹿島道路の整備促進
 - ・鹿島～諫早間の有明海沿岸道路や島原道路等と一体となった道路ネットワークの整備
- (2) 国道 498 号整備促進
 - ・鹿島～武雄間の概ねのルート帯（1km 幅）からの具体的なルートの早期提示
 - ・鹿島市から武雄北方 IC までの安全で走行性の高い道路の事業着手
- (3) 国道 207 号整備促進

- ・北鹿島地区～浜地区の歩道整備促進
- ・七浦西部地区（西葉～母ヶ浦区間）の拡幅改良及び歩道の整備促進及び早期完成

[小城市]

- （１）佐賀唐津道路（多久市～佐賀市）の整備促進
 - ・多久佐賀道路Ⅰ期及び佐賀道路の整備促進
 - ・多久佐賀道路Ⅱ期の早期事業化
- （２）有明海沿岸道路の整備促進
 - ・佐賀福富道路の全区間早期供用
- （３）県道多久牛津線
 - ・西の橋交差点付近の整備

[嬉野市]

- （１）国道 34 号の歩道整備及び交差点改良
 - ・新幹線駅周辺の土地区画整理事業と併せた下宿自歩道の整備促進
 - ・嬉野高校～今寺交差点間の一部の歩道整備着手
 - ・一位原交差点付近の整備着手と交差点改良整備
- （２）国道 498 号の歩道整備
 - ・塩田町町分地区～南下久間地区の整備促進
 - ・真崎地区～鹿島市境の整備着手
- （３）県道の整備促進
 - ・県道大村嬉野線（上岩屋地区）、県道嬉野川棚線（下不動、中不動地区）、県道嬉野下宿塩田線・県道岩屋川内嬉野温泉停車場線（峰川原地区）
- （４）長崎自動車道嬉野インターから新幹線嬉野温泉駅までアクセスする道路の整備計画の策定

[神埼市]

- （１）国道 34 号の整備促進
 - ・鳥栖～神埼間のバイパス整備計画の早期策定
 - ・大町橋から上犬童交差点までの 2 車線区間の 4 車線化の整備促進
 - ・神埼駅前交差点改良の整備促進
- （２）県道の整備促進
 - ・県道佐賀川久保鳥栖線（菅生工区）における交通安全対策事業の促進
 - ・県道神埼北茂安線（神埼～吉野ヶ里工区）の整備促進

- ・ 県道佐賀八女線（境原工区）における交通安全対策事業の促進
 - ・ 県道三瀬神埼線（仁比山～的地区）における交通安全対策事業の促進
 - ・ J R 平ヶ里踏切を跨ぐ跨線橋設置及び現道区間の交通安全対策事業の促進
 - ・ 県道諸富西島線（浮島排水機場及び江見下排水機場付近）の整備促進
- （３）国道 264 号の整備促進
- ・ 千代田町下西工区及び嘉納工区区間における交通安全対策事業の促進

関係法令等

令和 7 年 1 0 月 1 7 日

佐賀県知事

山 口 祥 義 様

佐賀県市長会

会長 峰 達郎